

III 研究ノート III

イタリア行政手続法（1990年）と スペイン行政手続法（1992年，1999年改正）

上 杉 信 敬

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 イタリア行政手続法
 - 1. イタリア手続法の制定前史
 - 2. 1990年法の制定の経過とその内容
- 第3章 スペイン行政手続法
 - 1. 1958年手続法典の制定とその内容
 - 2. 1992年法による全面改正
 - 3. 1999年の大巾改正

第1章 はじめに

行政の活動にとりその根拠と活動規準を法が提供するが、その公正な活動を保障するために事後的な裁判所による統制はその統制の代表的な手段である。それに加えて事前・事中の手続的要請，チェックも最近ではそれにつぐものとして重視されて来ている。その流れは大きく3つの時期からなり，第1は1920年代のオーストリアにはじまる第1次大戦後，第2は1940年代のアメリカ合衆国にはじまる第2次大戦中，後，第3は1976年の西ドイツの行政手続法の制定以降，特に1990年代のヨーロッパの国々の行政手続法の制定である。わが国もこの流れの中に1993年に行政手続法を制定した。そうした中で各国で行政手続法を持つ国が若干増えた中で，その内容においてさまざまなものが見られることである。そうしたものを分類すると，例えば，1) 行政手続の一般規定以外に，特定の種類の行政類型手続を含むか否か，2) 手続の規

定以外、実体規定を含むか否か、3) 外的手続以外に、行政内部手続や行政主体に関する規定を含むか否か、4) 事前・事中手続以外に、事後救済手続を含むか否か、などに分類できよう。我国の1993年法は1) については行政処分以外に行政指導手続、規範定立手続について規定し、2) については手続的規定がほとんどで、行政指導についてのみ若干の実体的規定を有するだけであり、3) については外部手続だけで、4) については事後救済手続を含んではない。

そうした中で、すでに筆者は最近ヨーロッパのいくつかの国、オランダ、スイス、ギリシアの行政手続に関する資料を発表したが、ここに、イタリアとスペインにおける90年代の行政手続法の制定(前者)と改正(後者)について紹介する。イタリアについては55年の手続法草案は比較的詳細で1) については行政行為中心で、2) については手続法規定に加え実体法規定も有し、3) については内部規定も有し、4) については救済手続も含むというものであった。が、1990年制定の手続はかなり簡略されたもので、1) 行政処分に加えて行政協定の規定は有するがそれに止まり、2) 手続規定で最も基本的な規定をおくが、実体法規定はおかず(しかし純粹手続規定型でもない)、3) 行政機関に関してはきわめて簡単にとどめ、4) 事後の救済手続についても若干規定し、5) 行政文書閲覧について一定詳しく規定する、というもので、1990年以後も必要に応じ若干補充を行って来ているというものである。これに比し、スペインではすでに1958年に詳細な行政手続法を制定し、1)、2)、3)、4) の指標から見るとすべて両方とも肯定するというもので、その後、3年ごとの見直し規定に従い、1992年、1999年に全面改正や大幅改正をして来た。1) については99年改正において、行政立法、行政行為、強制執行、行政罰手続を規定する。そして手続保障の面で若干の改善も行って来た。それらの状況を簡単に見ることで我国の行政手続法の評価、反省、将来展望に示唆を得るものと考えるところである。

第2章 イタリア行政手続法

1. イタリア行政手続法の制定前史

イタリア行政手続法の立法化は第2次大戦後に開始した。それにはスペイン行政手続法の影響が大きいという。それ故に立法目的及び立法原則において行政効率を促進し保証することが大きく占めているという。1944年10月、首相ボノーミ (Bonomi) 及びフォルティ (Forti) ナポリ大教授が院外の研究委員会を設立するよう提唱したことに始まり、その委員会内に行政上の分権、地方行政、管区行政、公共の勤務、行政内部の利益団体の結成、行政手続、行政訴訟手続の部会を設けた。1947年3月に委員会はデ・ガスペリ (De Gasperi) 首相に、「公行政作用の一般法案」を提出した。その法案は全5章72条で、行政官庁の管轄、行政手続、行政行為、行政機関内部の不服申立手続及び行政官吏の責任の5章に分かれていたが、その法案は実際とかけ離れており実施するのが困難で、議会を通らなかった。

1948年1月1日、イタリア新憲法が正式に実施された。新情勢に適用され、新憲法が確立した原則の実施貫徹のため、法学会はさらに新行政手続法を提案し提出した。間もなく首相は「行政改革委員会」を設立し、1人の国務次官兼ジェノバ大学教授ルチフレディ (Luckifredi) が責任をもつ総理府の「行政改革庁」に委ねた。1953年、その委員会は十分調査、研究し、その上に、「行政改革のための調査研究事業報告書」(3巻)を提出した。それには「行政手続法草案」も含まれていた。その行政手続法案はフォルティ委員会案ときわめて類似していた。それらの2案は議会に提出することをちゅうちょして提出されなかったため、議会がイニシアチブをとり、1955年2月、ミラノ大学学長兼教授、デ・フランチェスコ (De Francesco) 議員により、法律草案が下院に提出された。その法案は行政改革庁の草案とほぼ同一であった。1956年7月、下院の特別委員会の全員一致により採択され、ついで上院に送付され、同院は審議のための特別委員会を設置した。しかし、議会手続遅延の間に、1958年3月、両院の解散により、同法案は廃案となった。

イタリアの1955年行政手続法草案は4編10章、全63条からなる、比較的小さな法典である。第1編は行政組織 (§ § 1-19)、第2編は行政手続 (§ § 20-

34), 第3編は行政行為 (§ § 35-44), 第4編は行政救済手続 (§ § 45-63) である。第1編は, 第1章, 機関の権限 (§ § 1-5), 第2章, 単独機関 (§ § 6-10), 第3章, 合議制機関 (§ § 11-19), 第2編は第1章, 行続の開始 (§ § 20-25), 第2章, 手続の発展 (§ § 26-31), 第3章, 手続の終了 (§ § 32-34), 第3編は第1章, 行政行為の形式 (§ § 35-37), 第2章, 行政行為の効力 (§ § 38-41), 第3章, 無効の行政行為 (§ § 42-63), 第4編は第1章, 職権による再審査 (§ § 45-53), 第2章, 行政不服申立の再審査 (§ § 54-63), という構成である。その特色は, 第1に行政組織に関しては, 行政機関の権限分配, 管轄の確定及び権限争議の処理手続を規定している。さらに単独機関と合議制機関を分けて規定している。第2に行政手続については, 行政作用の形成過程から見て, 行政手続を開始, 発展, 終了の3段階に分けて詳細に定めており条文は簡潔で執行しやすい。ところでここでは利害関係者の聴聞権は規定しておらず, 利害関係者は事案処理の状況報告の請求権を有するだけで, 利害関係者に聴聞する必要があるか否かは, 行政機関が決定する。又, 申請に対する行政の沈黙は拒否決定と見なすとしている。ただ手続の公正さに関連する, 回避, 利害関係者への通知, 利害関係者の召喚などを規定する。第3に行政行為に関しては, 行政行為の形式, 効力及び無効の行政行為について規定する。公行政の意思表示については書面形式を原則とし, 文書の要件については第36条で詳細に規定する。さらに行政行為の効力発生の時間, 行政行為の送達, 公告及び執行さらに無効の行政行為について詳細に規定する。ただ強制執行に関する手続規定は存在しない。第4に行政救済手続について, 行政の再審査は行政が職権で行うことができるが, 利害関係者が不服申立を提起して行うこともできるとしている。以上から55年行政手続法草案の特徴をまとめると, 1. 行政行為の効力など実体内容を規定し, 手続法と実体法の統合した行政手続法草案である。2. 行政組織法に関係することを規定した。3. 行政の運用に関する規定に重きをおき, 当事者の手続上の権利, 参加手続の規定を有しない。4. 行政の個別決定についての手続だけを規定している (抽象的規範, 計画, 契約などについての手続は規

定していない)。行政の沈黙を拒否と見なすことや強制執行手続の規定のないことは不十分なものを示すと評価されるものである、などである。^①

- ① イタリア行政法についての歴史的経過に関するものは、ドイツ語文献で Feliciano Benvenuti, Einführung in Ule, Verwaltung's verfahrensrecht in Auslande I, 1967, S-157, ff., Benvenuti, Die Italienische Verwaltung und der Entwurf eines Gesetzes über das Verwaltungsverfahren, Verwaltungs Arch, 49 (1958) S.iff. 中国では、応松年編、『比較行政程序法』(1999年) 7頁, 20頁以下。さらに日本での55年法草案に関する紹介は、南博方, イタリア行政手続法草案の内容と問題点, (1964), 『行政手続と行政処分』 95頁。中村弥三次, イタリアの行政手続法案, 時の法令334号, 335号, (1960)。同著, 行政手続法資料 (1971), 123頁以下。

2. 1990年法の制定の経過とその内容

イタリアの行政手続法制度への検討は1968年から再開したという。その当時は一方では成文法律を持つ国(スペイン, ポルトガル, ルクセンブルグ, デンマーク, オーストリア及びアメリカ)と他方では法律を有していない国(イギリス, フランス, ドイツ)という異なる国が存在した。しかし1976年の西ドイツの行政手続法の成立は新たな刺激をもたらしたという。その際、すべての行政作用を把握すべきことと非効率な行政組織の場合は原則的な法律でよいと見なされた、という。80年代, 政府はマリオ・ニグロ(Mario Nigro)を委員長とする委員会を組織し, 1984年, 委員会は法律条文案を提出した。80年代中期, イタリアの政治危機の発展に伴い, 研究者における行政手続立法に関する議論は高まった。ある者によれば, 現在の政治危機は行政手続法を用いては解決できないものだ, 当面の急務は行政体制自身の改革だと考えた。それ故, 政府の統制は高くする必要はなく, 特に自由裁量は法律手続の拘束を受ける必要はない, と。これに対してカサイシーを代表とする何人かの教授は行政手続問題は非常に重要だと考えた。彼は政府が自己のために権力を規定することは許されないとし, 政府が手続に違反することも許されないと主張した。その後教授達は統一的行政手続法で政府の行為を拘

束することは必要である、という結論に達した。さらに法曹界は行政手続立法の全国統一的効力を討論し、さらに自治地方関係の問題を討論し認識を統一した。手続法に違反することはできない、その他は地方は自己決定権を有する、と。1987年、政府は専門家に行政手続草案の作成を要請し、反復討論を経て議会に提出し、1990年8月7日成立させた。イタリア行政手続法はイタリアの政治危機が生み出した2つの法律のうちの1つである(他方は自治法)。^②

1990年8月7日の法律 No. 241は「行政手続と公文書閲覧権に関する新しい法律」という名称であり、それは完全かつ詳細な規定を含まず、行政作用の若干の原則と規準のみを規定するに止まっているものである。全6章総計31ヶ条であり比較的短いものである。その章別は、第1章は総則 (§ § 1-3)、第2章は行政手続の責任者 (§ § 4-6)、第3章は行政手続への参加 (§ § 7-13)、第4章は行政行為の単純化 (§ § 14-21)、第5章は行政文書の閲覧 (§ § 22-28)、第6章は最終規定 (§ § 29-31) である。

その内容を説明した論稿に従えばいくつかに別けて解説しているのでそれを手がかりに見ていく。

(1) 経済性、有効性及び公開の原則

1990年法律 No.241はその第1条は、行政活動は「法律に規定された目的を追求し、経済性、有効性 (efficacia) 及び公開の原則を遵守しなければならない」、と規定する。「経済性の原則」とは行政活動が法律によって定められた目的を手段の最小限の出費で達成しなければならないということを要求する。この原則は経済的な手段に関係するだけでなく、手続的道具の投入にも関係する。公行政は手続を困難にすることは許されない。「有効性の原則」とは行政によりとられた手続や行為が目標の達成に適合した行為、つまり効果的な方法や様式で達成するよう適合していることが要請されることである。これは手続簡略化に関するところで発展させられる。「公開の原則」とは、行政活動が外部に認識できるようにすべきということである。共同体全体だけでなく個人の保護、特に行政活動と関係する者の保護を目的とする。この

原則と関連して、参加（第7条以下）、行政手続の責任者の公示義務（第4条）、さらに理由付記（第3条）、文書閲覧（特に第22条以降）などにより実現される。

（2）職権調査及び決定義務

法律第6条第2項により、行政手続の責任者は行政措置を行うために、職権でそれに必要な命令及び調査の適切で迅速な解決に役立つあらゆる措置をとり事実を確定する。さらに決定義務の原則は、公行政が行政手続の実行を遅延させ、その終結を無期限に延期することもないということである。憲法第97条の規定による行政の「良好の過程」の規準は、行政の不活動の場合の「黙示の申請の拒否」を判例で発展させ、法律 No.241はそれを法典化し、第2条第1項により、公行政は関係者の申請にもとづくかもしくは職権により執行されるなら、正式な処分により終結させなければならないとする。

（3）参加原則

現代的行政手続法に従いイタリアの立法者も参加原則（*principio di partecipazione*）を受入れた。第7条により、行政の相手方及び関係する第3者が通知を受け参加する権利を有する。これは1990年6月8日の法律 No.142の地方自治に関する法律（§ §6.7）で規定する民衆参加とは別種類の参加であり、適格な法的利益の所持者の参加である。さらに第9条では、団体もしくは委員会に組織された、いわゆる「分散した」利益の主体の参加も承認する。例えば、特定の地域における健康の利益もしくは景観の保護の利益が考えられる。さらに法律は参加の形式を細かに述べ、利害関係者に文書閲覧権を認めている（第22条以下）。しかしながら、正式の手続もしくは調査においては口頭の討議を行うことは排除され、迅速性の要請から障害が生ずる（第7条）、もしくは手続が法規命令の発布、一般処分、計画、企画行為に関係するとき（第13条）は参加原則の適用に例外が生ずる。

（4）契約原則

法律 No.241は私人と行政担当者との間の協定を盛り込んでいる。第11条第1項は「行政機関は……公共の利益の最大化の実現及び第3者の利益を損

わない原則にもとづき、提案者と協定に達し、「自由裁量権にもとづき行政措置の内容を確認し、又は法に従い行政措置の内容を修正する」としている。又、その第2項で「協定は法律が特別の規定をおくときを除き、書面形式で締結しなければならない」と規定する。行政は私人の行為を規制するために協定、契約を締結することができ、協定は行政行為の代りをすることもできる。さらに協定は行政機関相互においても結ぶことができる（第15条）。これは現代国家における機能、配慮とサービス提供の調整と効果を保証するために必要とされる。そしてこれは1990年の法律 No.142、地方自治に関する法律第27条の企画協定（*accordo di programma*）においても採用された。

（5）略式手続原則

法律は行政権限の行使のための形式の選択に広い領域をあけて不確実なものとしている。正式の手続は法律で規定した場合にのみ行われる。第1条第1項の規定する経済性と有効性の原則からも、正式の手続主義及び型の強制は行政作用の狭く限られた領域でのみ行われ、ずっと広範な部分は非正式の方法で展開する。調査を委ねられた機関ないしその責任者が独自の責任で手続の対象を考慮し選択に際してもっとも適切な組織形式で行う。

（6）裁量の行使についての基準の前もっての確定の義務

従来、法律は権限行使に際して裁量行使の基準を定めておらず、行政の硬直が見られたという。そのため判例において、公行政は事前に、行政庁が裁量行為を行う際に遵守すべき基準を決めることが義務づけられるという規準を作りあげて来た。この判例が作りあげた規準に一致させるように、法律 No.241、第12条は「公共、私的部門及び個人に補助金、負担金、扶助及び財政援助の給付もしくはいかなる形式でも経済利益を提供するときは、行政は事前に、公開で決定を行い、さらに関係する規則、基準及び手続を厳格に遵守しなければならない」と規定する。この規定は文脈からは基準の前もっての作成、公表は私人に経済的に助成する行為にのみ関係する。しかし意味的には個々の裁量授権の行使にあてはまる。そしてこれは憲法第97条の公行政の公平性の原則から明らかとなるという。矛盾や不平等の危険が裁量行使に

において限界づけられるべきである。

(7) 行政手続の単純化

行政手続は多数の行為の統一的秩序であり、その秩序からそれると連続が形成されず、最終決定に影響を与える。法律第1条の経済性と有効性の原則により、行政の不活動が生ずれば、他の行政機関を麻痺させ、行政活動は実現しなくなる。その危険性を排除するため第4章は「行政手続の単純化」の表題の下に一連の救済策を定めた。第1は行政経過の逆転、第2が職務会議に関する規定、第3は助言機能に関する、という。第1の行政経過の逆転とは、行政規定に拘束された私的活動の適法性の審査は事前には行われず、行為がとられた後にはじめて行われる、ということである。第19条によれば、「認可、許可、免許、反対意見なし、もしくは他の方法での同意が義務づけられる私人の活動は、権限を有する行政庁により関係者に対して活動の開始の後になされることが許される」、と。さらにこの場合は、同条により、権限を有する行政は60日以内に職権で要件と必要とされる証拠を審査し、さらに場合によっては理由付記の義務や送達義務ある処分をその期間内で活動の継続を拒否し、その影響の排除を命ずることを義務づけられる。第2の職務会議(合同会議にあたる?)は(省略)。第3の助言機能については、第16条は諮問機関に関して規定し、第17条は技術的判断について、規則で定めた期間もしくはそれがなくなるとき申請から90日以内に技術水準を持つ公共機関や大学の研究所に援助を求めなければならないとする。

(8) 手続の責任者

法律の第2章は行政の責任者に関するもので、第4条から第6条までの3ヵ条で規律する。責任者の任務は保証の次元のものと効率の次元のものの2つである。前者については責任者の規定は権限の迷路の問題を取除き、さらに行政庁の責任からの逃避を遮断する。後者については責任者が全体の手続遂行を見わたし期間にあった終結を求める。第6条により関係者の不活動の克服にも備えている。さらに第18条により責任者に証拠の呈示に関しての私人の負担の軽減のための権限を与える。第18条第2項は、「当事者側で記録と事実、

状況、品質に関して記録する文書がある行政省庁で保有することを指摘する場合は、責任者は文書の原文もしくはコピーを収集しなければならない」と規定し、さらに第3項は、「責任者は主管行政省庁もしくは他の行政省庁が認定する事実、状況、品質等が事実か否か確かめなければならない」と規定している。

(9) 手続の期間

法律 No.241は期間についても特別の注意をおいた。時間の要素は行政効率の視点と市民の権利保護及び法的安定性の視点から考えるべきで、するか否か、いかにするかに加えていつの問題にも注目した。そこで手続の進行だけでなく、手続の終結にも定めをおいた。第2条によれば、市民の許可申請に際しての行政の回答を義務づけるが、法律法規でその期限を定めるべきで、定めてないときは30日の期限としている。そして判例により成熟した原則を第20条で規定した。それによれば、申請者の法的地位を拡大する処分（認可、許可、反対意見なし等）を行うことを求める申請に関して、行政は命令で90日以内に決定の具体的条件を決定し公表しなければならない。さらに確定した期限内に当事者が拒否決定の通知を受取らないときは、同意を得た、つまり授与されたと見なす、と規定している。沈黙は代替授与と仮定される。

(10) 手続規定違反の結果

1990年のイタリア行政手続法は法違反の結果を法規定で定めなかった。ドイツの手続法において定めるやり方は採用していない。これは若干の側面のみを規定することに限定し、行政手続法の硬直化をさけ、柔軟性を保持するという対応を示す面でもあろう。そして手続瑕疵が行政の行為の無効（不存在）、取消可能もしくは不規則を生ずるか否かの問題は、行政行為の効力の一般理論の原則に従って答えることとなる。手続法規違反は一般的には終結行政行為の取消可能となる。行為の無効は権限の瑕疵の場合で、誤った事実、時間もしくは場所の要件故に行為が正当化されない場合のみに生ずる。不規則性は以前の枠外の違反に見られるものである。例えば法律上のきちんとした型から行為が少々それているというようなもの。それは取消可能では

なく、行為の規則正しさへの回復のみが義務づけられる。さらに判例によると、手続違反に対して行為の取消を行う傾向があるとともに、形式的解釈をしない判例も存在するという。取消は行政決定の内容に影響を有し得るような違反にのみ認められる。マスッチィ教授によれば行政と私人の論争を調停するための通知義務がその目的にない場合であること、提出された文書、資料を考慮する行政庁の義務をその文書が決定に重要である場合に存在するとして、決定の理由づけの義務は行政裁量の行為についてで裁量のない行為については理由づけの義務がないとして、行政の責任者の規定については責任者を挙げないことの不作为について、上級機関が責任を有することから、取消可能とはならないとした各州の判決も存在すると指摘している。

(11) 行政文書の閲覧

法律は第5章を行政文章の閲覧として第22条から28条において行政文書の閲覧に関して比較的詳細な規定をおいている。

第22条は行政の透明性と公正さを保証するために行政文書を公開すること、法的に関係する状況の保護の利益を有する者が閲覧することができ、その者の公文書閲覧権を承認している。その際の利益は利益だけでなく公益に関してもよい(第9条, 第10条も関係)。閲覧できる文書は、文字資料、写真、電磁類での資料及びその他公共部門が製作したもので、行政目的のために用いるものである。第23条では公文書閲覧権が適用される機関として、国家の一切の公共部門としている。政府系列の各機関、自治企業、公共企業、公共サービス提供の代理部門を含むとしている。第24条は閲覧の除外規定である。国家機密に関する文書は含まないとし、具体的には、1. 国家の安全、国防及び外交事務。2. 貨幣政策、為替レート政策の制定。3. 公共秩序、犯罪の予防と打撃。4. 第三者、個人、集団もしくは企業の秘密で、その秘密の保護がその法益保護に有利なとき(いわゆる個人情報)。これらについては特別の規則を制定して保護するとしている。第25条では文書の閲覧とコピーについて定め、コピーは無料で提供するとしている。ただ印紙税とコピー経費は徴収する。さらに閲覧申請して30日たっても回答がないときは、未承認と見な

し地方行政裁判所（審判所）（Tribunale amministrativo regionale）に訴えることができる。そこではインカメラ方式で30日以内に審理する。行政裁判所の決定を受取って30日以内に異議を申出ない場合は行政が公文書閲覧に同意したものと見なす。行政裁判所の判決に不服の場合はその通知後の30日以内に高等裁判所（Consiglio di stato）に上訴することができる。そこでは地裁と同様の手続で審理する。第27条においては、首相府に公文書閲覧権保障委員会を設立することを定める。その委員は大統領が首相の提案の後、大臣会議の意見を聴取した後、任命する。当該委員会は副大臣が議長を勤め、16人の委員で構成する（内わけは、両院議長推薦の上院議員2人、下院議員2人、裁判所から4人、行政法学者4人、政府機構や公共機構から4人）。任期3年。必要な経費は首相府予算が負担。行政の公開化つまり透明性に関して監督し、毎年、年次報告書を議会及び首相に提出し、閲覧権保障に関する法律法規の修正を提案する。委員会が文書提出を求めたものは関係行政機関は国家機密以外のものはすみやかに提出しなければならない。さらに第28条は公務員の守秘義務について規定する。

法律 No.241（1990年）の特徴をまとめると、草案に比しきわめて限られた事項のみを規定するにとどまる。例えば、1) 実体法的な行政行為の効力、瑕疵についての規定をおいていない。2) 行政機関に関する規定は、簡単なことや責任者に関すること以外にはおいていない、など、行政の手続に関する最小限の規定にすぎない。3) さらに規則制定などの行政立法についての定めを盛り込んでいない。ただ、4) 個別的行政行為の効力発生にตอบสนองないときは30日間で承認と見なす（これは草案の黙示の拒否の対極であろう）、という規定をおき、5) 調査、文書閲覧、聴聞（参加）（§9）、理由付記の定めをおき、市民の権利保護に多少なり貢献しようとしている。6) 行政協定（§11）を規定する。7) さらに手続の単純化について定め、8) ただ新たに行政公開（行政閲覧）について7ヶ条（§22-28）をおいて公正透明な行政を実現しようとしている。しかし、効率性に対しても障害をもたらしさないようにしているとも言えるかも知れない。

なお, 90年法については必要最小限の規定をおいたにすぎないことから, その後必要に迫られ若干の修正・追加がなされている。例えば, 第14条手続の単純化に関してⅡ, Ⅲ, Ⅴの規定, その後2000年11月24日の法律No.340の§9～§12におきかわっている。^③ さらに実体法上の行政行為の無効取消しの規定をおくことも将来こころみられようとしているという。

- ② 1990年法の制定の経過や内容に関する文献としては, Alfonso Masucci, *Das Verwaltungsverfahren in Italien*, Archöff R.121(1996) S.261ff があり, ここでも主にそれによった(ここでは詳細なイタリア語文献が挙げられている)。さらに中国においても, 皮純協, 「行政手続比較研究」(2000年), 131頁以下。イタリア90年法の後半の透明性に関しては, Gregorio Arena, *Administrative Transparency and Law Reform in Italy* (1994), Alessandro Pizzorusso, *Italian Studies in Law*, (1994), P105～. イタリア1990年法の条文は応松年編『外国行政手続法匯編』(2004年) 187頁以下。第1. 9条, 第22-27条はArenaの論文P.142～144の英文テキスト参照(これは修正前の条文)。その他, イタリア行政法や手続に関係するものはVon Giacinto della Cananea, *The Europeanization of Administrative Procedural Law in Italy*, in Hill, Pitschas, *Europeanization des Verwaltungsverfahrensrechts*, 2004, S.115 ～ Roberto Caranta, *Procedural Errors and Substantive Legality in Italian Administrative Law*, in K.H. Ladeur, *The Europeanization of Administrative Law*, (2002) などもある。
- ③ 応松年編前掲書191頁。追加, なお, その後得た文献によると, Erminio Ferrari, 「意大利的程序立法的起源, 特点和修正」馮凱, 高志新書編『中国行政程序法起原資料匯編』(2004年) 122頁, 128頁, 同者, *Die Struktur des Verwaltungsverfahrens-gesetzes von einem italinischen Standpunkt*, 同書55, 380以下

第3章スペインの行政手続法

一. 1958年手続法典の制定とその内容

スペインの行政手続法についてはフェルナンド, ガリド, ファラ教授(マ

ドリード)の叙述及び日本では中村弥三次教授の論稿がありそれらを参照、要約した。

1) スペインでは19世紀の最後の3分の1世紀に公行政において手続で規律することに努力がなされた。立法権、司法権におけると同様に行政の権限においても手続法を有することは、最初に1881年の財務事項における不服申立の手続が出来、数年後に行政手続の一般規定に至ったという。1889年10月19日の「行政手続に関する基準法 (Ley de Bases sobre el Procedimiento Administrativo)」はヨーロッパにおける最初の行政手続法である、という。1889年は枠組法であり、個々の省庁には閣議によって認可されねばならないものであった。18の基本的規定の中で、文書処理の最大期間、申請の受理の順位、関係者の聴聞原則、協助及び手続瑕疵での公務員の責任などを規律した。さらに個々の省庁における手続規則の発布期間を6ヶ月と定めた。(この期間は外務、内務、開発、軍事各省では守られた)。が、財務、総統府、司法、教育、農業においてはかなりの年を経て制定した。次に新しい技術的関心事をもち込んだ新しい手続命令として制定されたものが1947年の内務(これは約200ヶ条の条文をもつという)、1951年の商務、1954年の労働、1954年の産業省の手続命令であった。1958年以前にスペインにおいては一定の行政手続法制を有していた。が、状況が満足すべきものであったということではなかった。それらは統一性が不十分であるとする批評が存在した。1889年の法律は統一的であったが、さまざまな省庁の下で発せられた手続命令は相互に矛盾していた。(新法律制定当時の付属法令の総計は1,159ヶ条の多きにわたっていたという。)例えば法的協助の領域で明らかとなり、学説は統一的手続法典を作る必要性を述べた。^{①②}

2) 1958年6月17日の法律制定の経過

1957年6月サンタンダー国際大学で行われた行政改革に関する研究会において行政手続は最も重要なテーマの1つであった。そこで当時の行政手続法に関する批判は1. 古く硬直した法規範が多数である(不必要な形式、文書処理のための期間が長い、不訂正は時代錯誤)、2. 市民にとっての法的安定

性の欠如, などあり, それ故, あらゆる領域に適用可能な統一的行政手続法の制定を提案した。そこで総統府の技術総合書記が法律案を作成した。その際に研究組織の公行政部が類似の作業をしたのでそれに関与した。その草案に対して議会で審議を行い, 多くの訂正を行って, 1958年7月17日に重大な変更なしに法律となった。全136ヶ条と8つの終結規定, 経過規定をもつ法律である。その第5規定において「政府は法律の適用によって得られた経験, データー及び結果にもとづき3年目ごとに適当とみなす改訂案を提出する」と規定している。また, 1963年の改訂を経て, 146ヶ条となった。

3) 1958年法の内容

1958年法は全8章, 136ヶ条(その後146条)であるが, その内, 序章, 法の適用範囲, 第7章, 終結規定を除くと主な内容は6つの部分である。第2章, 行政組織(§ 2-21), 第3章, 当事者(§ 22-28), 第4章, 行政作用(§ 29-66), 第5章, 手続(§ 67-108), 第6章, 行政過程における行政行為の再審(§ 109-128)(行政不服申立), 第6章, 特別手続(§ 129-146), である。このように見ると, 表題は行政手続法ではあるが, この手続法は1957年の行政の司法構成に関する法を補充するものという。この構成から見てとれることは, a) 第5章は行政の事前手続に関する規定が置かれる(42ヶ条)だけではなく, b) 第1章は行政組織(行政内部)に関する規定(20ヶ条), c) 第4章は行政行為の無効, 取消なども規定する, 行政の実体法規定(38ヶ条), d) 第6章はさらに行政の事後手続(不服申立)に関する規定(20ヶ条)そしてe) 第6章特別手続として, 行政立法に関する規定(§ 129-§ 132, 4ヶ条), 懲戒手続(§ 133-§ 137, 5ヶ条), 民事訴権又は労働訴権の行使前における請求手続に関する規定(§ 138-§ 146, 9ヶ条), さらに終結規定が8ヶ条あることである。特にb), c), d)なども含むかなり包括的手続法である。これは1946年のアメリカ合衆国の連邦行政手続法において規則制定や審決などに関する手続規定に限定しているものとは異なり, それに比べて, きわめて多様かつ豊富である。1950年のオーストリアの行政手続法や1956年のイタリアの行政手続法草案に示すような, いわゆるヨーロッパ型

の行政手続法の1つであり、さらにオーストリアの法やイタリア草案に比してより詳細な定めをおいている、と見ることができる。行政手続法全体にかかる一般原則についての独立の章節は設けられていないが、行政作用の部分で§ 29第1項は行政作用は、経済、迅速および能率の法則 (*normas de economía, celeridad y eficacia*) にしたがって展開されなければならない、としており、その第3項では、行政上の文書および記録は、標準化及び合理化の対象とする、としている。

58年法の概要を要約すると、まず全体をつらぬく一般原則や用語の定義などを述べた部分はない。ただ序章で法の適用範囲が簡単にのべられているだけである。次に第1章、行政組織の部分は(1)一般原則及び管轄権、(2)合議制機関、(3)権限の衝突、(4)回避及び忌避、について規定する。(1)一般原則においては、1. 組織権の配分、2. 機関の設置とその経済的研究、3. 各機関の所轄権限、4. 機関相互の上下秩序、5. 一般的な管轄違いの処理、について定めている。(2)合議制機関においては、その議事手続を規定する。議長の議事主案 (§ 9)、会議の召集、議事日程、出席法定数、議決法定数および緊急議案、緊急議決。さらに書記の指名、議事録作成、反対投票及び反対理由の議事録登載、さらに議長または書記の代理を規定する。その際、合議制会議の決議が多数決で採択された場合は反対した者及びその理由を議事録記載し、記録された者は当該決議から生ずる一切の責任から解除される (§ 14)。(3)権限の衝突においては異なる省間の権限衝突は権限裁判所により、同一の省に属する機関の間のそれは直属の上級機関が裁定する。(4)手続へ関与する機関、公務員の公正さを保つため利害関係を有する者を排除するもので、本人が申立てるものが回避、利害関係者から要求するのが忌避である。

第三は利害関係人であるが、第四は行政作用である。これは行政法の実体法規定である。この部分は38ヶ条と次の行政手続の42ヶ条に次ぐ大きな部分で重きをなしている。行政作用の部分は、(1)一般原則、(2)行政行為一般で行為の要件、効力、無効および取消、(3)期日及び期間、(4)報告及び記

録, (5) 書類の受理及び登録, について規定する。(1) 一般原則においては, § 29から § 39までで規定し, 行政作用は経済, 迅速および能率の法則 (normas de economía, celeridad y eficacia) に従い展開されなければならない, とする (§ 29)。さらに事務方式の簡素化, 行政事務の合理化および能率化を行うとする, そのためにも行政文書の標準化 (normalization) を行う。又, 行政機関の業務の目的, 権限, 活動を公衆に周知させる手段を提供し, 公務員および公衆からの進言, 苦情の申出を処理しなければならないとする。

(2) 行政行為一般においては, (i) 行政行為の定義は行ってはいない。行政行為の要件としては, 1. 権限ある機関により, かつ確立された手続に準拠して行う, (ii) 内容は, 法規に適合し, かつ行為の目的に適合しなければならない (§ 40)。第3に, 行為は文書によって表示または記述することを本則とする (口頭形で行うこともある。)。次の場合は事実と法的根拠を記述して, 理由を付さねばならない。イ) 市民の権利を制限する行為。ロ) 訴願を裁決する行為。ハ) 先例の規準または諮問機関の意見に反して行われる行為。ニ) 法律によって理由を附すべきものとされている行為。ホ) 訴訟での執行停止に関する決定。(iii) 行政行為の効力については, まず効力発生の時期で, それが表示せられた日から効力を生ずる。さらに効力の遡及について定める。(iv) 行政行為の無効および取消。行政行為は次の3つの場合は当然に無効とする。イ) 明らかに無権限の機関によって行われたとき, ロ) 行為の内容が不可能でありまたは犯罪を構成するとき, ハ) 法律上の手続, 合議制機関の意思形式の重要規定を全面的かつ絶対的に無視するもの (§ 47)。次に権限の逸脱を含む法規違反の瑕疵ある行政行為は取消することができる。行政行為の一部無効のときは, 残余の部分で独立すべきものは, (その部分は) 無効とはならない。効力の転換と無効行為の有効化についても規定する。

(3) 期日および期間では, まず遵守の義務, 次に期間の延長または短縮, 第3に, 期間の計算, 通知または公示の日の翌日から計算するとする。第4に, 決定の期間は手続開始から最終決定まで, 正当な理由がない限り6ヶ月を超えてはならないとする。(4) 報告および記録。(5) 書類の受理および登録。

第五は行政手続の部分で、これについては、この部分は本法の中心をなす部分で42カ条に及んでいる。それは5つの部分に分かれている。(1) 手続の開始、(2) 進展の順序、(3) 審理、(4) 終結、(5) 執行、である。まず(1) 手続の開始は職権により、または利害関係人の申立にもとづいて開始することができる。手続の開始に関する申立書には行政機関の受理証の交付を請求することができる。申立をなし得る者は、すべての自然人または法人であり、公共組合、公務員、軍隊および軍事団体の構成員は規律する法規の定めに従い申請できるにすぎない。申立の文書が要件を充足しないときは10日以内に補正できる。行政機関が解決義務がないと見なすときは理由を明示しなければならない。恩恵的訴願のときは受理義務のみが生じ処理義務が生じない。事案の併合もできる。(2) 進行の順序については、手続の進行は職権的に行われ、「厳格な順序」が守られなければならない。さらに手続の促進が求められ、それに反する行為に対しては苦情の申立を行うことができ、行政担当者とは行政相手方との交渉による協力により成果達成をはかろうとする。(3) 審理。まず(i) 一般規定において、審理における職権調査主義がとられ、行政機関の実体真実発見に努めることとされている。利害関係人は立証責任まで負うべきものでない。次に審理においては簡易迅速な処理の必要から、書面審理によらざるを得ない場合が少くない。そのために、利害関係人から報告を徴収することができる。報告には必要的又は任意的なものとし、連続的又は非連続的なものとするができる。反対規定がない限り、報告は任意のかつ非連続的なものでなければならない。報告は10日以内に提出すべき。いかなる場合2ヶ月以上にならない。期間内に報告が提出されなくても手続は続行する、公衆への調査期間をも設けることができる。(3) 証拠。自由心証主義がとられている。職権証拠調べが行える。(4) 利害関係人の聴聞。法定案の起算の直前に、利害関係人に対し、当該事件記録を開示しなければならない。利害関係人は、10日以上15日以内に、自己の主張を陳述し、関係ありと考える文書および証拠を提出することができる。(4) 終結、行政手続は決定、取下げ、申立の基礎たる権利の放棄、及び失効の宣言により終結する。

(i) 決定により終結するが、その他に「行政の沈黙」の場合は原則として却下である(例外あり)。申請して3ヶ月経過後も決定を通知されないときは、利害関係人は遅延の苦情を申立てることができ、苦情申立て後3ヶ月を徒過したときは、申請は却下されたものとみなす。ただし法が明文で行政の沈黙を認容と規定する場合および、上級機関の下級機関に対する統制および補佐機能の行使に際して与えられねばならない許可または認可にかかわる場合は、苦情申立てを要せず、ただちに認容と見なされる。取下げ、権利放棄、さらに利害関係人自身の責めに帰すべき理由によって中断するときは、行政機関は申請の失効を宣言して、手続を終結する(失効には例外あり)。(5) 執行。強制執行手続についてスペインでは行政手続法中の1部として規定している。例えばオーストリアでは50年の行政手続法とは別の執行手続法を定めているとか、その後の他の国々では行政手続法中で執行手続を定めないものがほとんどであるのと比べて1つの特色を示している。その際、スペインでは行政自ら、行政決定の自己執行権を有し、原則として裁判所の介入を要せず、自ら直接これを執行できるとしている(§ 101, § 102)。強制執行の種類は、イ) 物に対する強制、ロ) 代執行、ハ) 強制罰、ニ) 人に対する強制、の4つである。さらに滞納税の徴収は別に国税徴収法の規定に従うとして特別手続法に従うとしている。

第六は行政手段による行為の再審査で、いわゆる事後救済手続について定めている。この部分には、(1) 職権による再審査と(2) 行政訴願の2つがある。まず(1) 職権による再審査により、行政機関は、いつでも、職権により、もしくは利害関係人の申請にもとづき、あるいは国家参事院の賛成意見に従い、行政作用で§ 47の行為の無効を宣言できる。しかし、市民の権利を宣言した自己の行為を職権で取消すことはできない。ただし国家参事院の意見により、当該行為が明らかに違法であるとされ、かつその行為の時から4年を経過しないものは、市民の権利を宣言した行為といえども、取消すことができる。また行政機関は、いつでも、自己の行為の実質的誤り、事実の誤記および計算の誤りを訂正することができる。(2) 行政機関による再審

査については3種類のものがある。イ) 抗告訴願、ロ) 訴訟前における原状回復の訴願、ハ) 特別の場合における再審の訴願である。i) 一般原則。これらを申立ができる者とは当該事案について主観的権利がある者または直接かつ属人的な正当利益を有する者である。訴願の提起は行為の執行停止をしない。ただし回復できない損害をきたすおそれがあるときは、職権により、もしくは当事者の申請にもとづき、その行為の執行を停止することができる。ii) 抗告訴願。決定を行った機関の上級庁に提起するもの。抗告訴願期間は15日間であり、かなり短い。訴願書は行政庁にも、訴願庁にも提出することができる。裁決には行為の確認、変更、又は取消がある。訴願裁決庁の沈黙は訴願提起後、3ヶ月経過しても通知がないもので、却下されたものと見なす。iii) 原状回復の訴願は、行政訴訟法の規定に準じて提起し、行為をした当該行政機関に提起する。iv) 再審の訴願とは、権限を有する主務大臣に再審の特別の訴願を提起できるもので、4つの場合がある。その提起期間は決定の通知せられた日から4年以内である。その他に、書類発見のときもしくは判決の確定から3年以内である。なお、スペインの行政訴願と訴訟との関係は訴願前置主義である。(ファラ、前掲 cfs.760)

第七は、特別手続についての定めで、(1) 命令制定ならびに法案作成手続、(2) 公務員の懲戒手続、(3) 国に公共団体に対する民事訴権または労働訴権の行使前における請求手続、である。特に (1) の命令制定ならびに法案作成手続は § 129～§ 132の4ヶ条で定めている。これは当時はアメリカ合衆国の規則制定手続に相当する、当時としては希有なる規定である。まずイ) 手続の開始。一般的性質を有する命令及び法律案は当該中央機関で作成する。その中央機関はあらかじめ命令、法律案の適法性、的確性及び適応性を保障するため、調査、研究および報告等の準備手続を実行しなければならず、その手続において命令について発議権ある機関の発議、決定または提案とともに関係各方面より徴取した意見、参考および修正等のいっさいの資料及び典拠を重視する。命令と同一事項の従前の現在表及び新旧規定を明示しなければならない。ロ) 公示機関に付託するのに先立って、関係省の技術次官もし

くは副次官(軍については参謀本部)に報告しなければならず, 国の行政法律 § 137-7 の事項については, 首相の承認を得なければならない。ハ) 法規に定めがあるか主務大臣が適当と考えたときは諮問機関の議に付さなければならない。状況上可能で, 命令の性質上許容されることを条件に労働組合ないしは公共的または団体的利益を代表, もしくは防衛する団体で命令の影響を受けるものに, 案を付託し, 付託のときから10日の期間で理由を付した報告書により意見を陳述する機会を与える。ニ) 主務大臣が妥当と考えたときは公衆討議に付すことができる。ホ) 各省大臣会議に付すものもある。ヘ) 法律案についても同様の手続を実行する。ト) 命令が法効果を生ずるためには官報により公布しなければならない。

最後に, 懲戒手続及び民事訴権または労働訴権の行使前の請求手続についての言及は省略し(なお一般手続法以外の命令(58年10月10日)で規定された特別手続は例えば土地収用手続など26項目のものがある。), 終結規定の5で3年目ごとに適当と認める改正案の提出をすべきものとしている。³⁾

二. 1992年法による全面改正

行政手続法制定後, 3年各の見直しの規定もあり, さらに検討を重ねてたが, フランコの死亡, 1975年のカルロス国王の登場の後, 穏健な安定した民主改革の後, 1978年新憲法を發布した⁴⁾, 新憲法は「公権力は個人や個人で構成する団体の自由及び平等の名を實のあるものとし有効なものとし, 自由平等を完備することの障害を除去し, すべての市民が政治, 経済, 文化及び社会生活に参加することを推進する条件を創造しなければならない」と規定している。90年代にスペインは欧州の先進国になることを目標とし, 集権的で専制的国家から転換すること構想した。憲法第103条の規定にもとづき, 1992年11月26日, 「スペイン公行政機構及び共同の行政手続法」を制定, 公布した。⁵⁾ スペインの1992年行政手続法は10章, 全146条(その他11の補充規定, 過渡経過規定, 廃止規定, 最終規定)からなる。その構成を見ると, 序章, 適用範囲及び総則 (§ 1~ § 3)。第1章, 第2章, 行政手続主体 (§ 4~ §

10), (§ 11~§ 29)。第3章, 利害関係者 (§ 30~§ 34)。第4章, 公行政の活動 (§ 35~§ 50)。第5章, 行政命令及び行政行為 (§ 51~§ 67)。第6章, 行政手続の総則規定 (§ 68~§ 101)。第7章, 行政手続で進行する行為の審査 (§ 102~§ 119)。第8章, 民事及び労働訴訟の前に行う不服申立 (§ 120~§ 126)。第9章, 処罰権。第10章, 公行政機関の財産責任 (§ 139~§ 146)。その他, である。1958年法の全面改正として成立したと見ることができ, 旧法の8章全146条が新法の10章146条となった。総条文数は同数である(但し, 補充規定は17と58年法より9多い)。章別構成の変化は, まず, 旧法の第1章, 適用範囲が新法適用範囲及び総則となり, 旧法第2章, 行政組織が新法で第2章, 公行政及びその相互関係, 第3章, 公行政の機関となった。旧法の第3章, 利害関係者は新法の第4章, 利害関係者に, 旧法の第4章, 行政作用は新法の第5章の行政活動に, 旧法の第5章, 行政手続は新法の第7章, 行政手続の総則規定になった。その際, 旧法, 第4章第2節に行政行為の規定をおき, 行政行為の要件, 効力, 期日及び期間, 報告及び記録, 書類の受理および登録を規定していたが, 新法では第6章に行政命令及び行政行為の規定において旧法に対応している。行政手続に関する旧法第5章は新法第7章で規定する。さらに旧法第6章は行政手段による行為の再審査であり, これは新法の第8章, 行政手続で進行する行為の審査で規定した。この際新法では旧法の1) 抗告訴願, 2) 原状回復の訴願を削除し, 3) 特別の場合の再審の訴願が, 新法では1) 職権にもとづく審査, 2) 直近上級行政機関への不服申立, 3) 破棄を求める選択的不服申立, 4) 特別の不服申立に変わっている。旧法の第7章, 特別手続は新法の第9章, 民事及び労働訴訟の前に行う不服申立に対応する。旧法における特別手続のうち, 公務員の懲戒手続は削除され, さらに命令制定ならびに法案作成手続は法案作成手続が削除され, 命令制定手続は新法の第6章の行政命令及び行政行為における最初の節で簡略化されて規定された。さらに補充, 経過, 最終規定の章が双方のしめくりである。ところで旧法になく新法に新たに第10章, 処罰権限, 第11章, 公行政及び公務員の責任の章が新設された。

1992年法では手続法の目的として、行政機関は全体の利益に従い、行政の効率、級別の分権化、非集中化を行い、市民との「協調」を行い、機関は協力原則及び市民への奉仕を原則とする(第3条, 一般原則)。憲法を根拠として、行政機関の社会の現代化への適用のためにいくつかの改善を行った。例えば、1) スペイン語を除いて少数民族の言語を用いることを可能とした。(§36) 2) 行政機関の裁決を行う義務を強化し、3) 一部の行政の沈黙を認容と見なすことへと改め、行政沈黙に関する「臨時行為証明」の制度を盛りこんだ。4) 行政機関の登記制度を強化した。5) 行政上訴、職権による行政機関の行為に対する異議申立の規定への改定、6) 経済責任規定を設けた、などが挙げられる。3) については、43条(未確定の行為)によると、その第1項は、42条第2項で期限の定めない場合、裁決のための最長期限は3ヶ月であるとするが、「その条項にもかかわらず、裁決の期限がすでに過ぎても、活動部門が明確な裁決をしないときは、その条が述べる法律効果が生ずる」と規定し、一部の認容的沈黙の制度を導入した。ただし、その2項では44条で言う証明証を発行したときは進行しない、としている。さらに、手続瑕疵については行政行為については取消となるのに比し、行政立法に関しては無効となることがスペインの特色であるという。⁶⁾そしてこれらに関して多くの専門家、実務家による論稿が発表されたがそれらの多くは批評的ないし否定的論調であったという。

三. 1999年の大巾改正

1992年法を更に改善するため、1999年に章節の変更を伴わないがかなりの条文、40項目及び付随条項についての追加を行った。⁷⁾ これらの中の主なものを挙げると以下ようになる。1) 行政手続の原則を追加した。まず善意原則であり、これはすでに民法典中1889年の中に存在していたが92年法では第106条で職権による行政行為の不服申立の権限制限のために規定していたが、全体の目的中に規定した。さらに、「合法信任原則」を定め、さらに行政の証明原則と市民の参加原則を規定した。2) 行政機関の活動に関して市

民に奉仕する観点からの改善を強化した。それに関するものとして a) 行政機関の裁決の義務の強化, b) 行政の沈黙に関する規定, などが挙げられる。b) については92年法より, より一般化している。

行政手続法第43条は, 利害関係者の請求で開始する手続における行政の無回答について規定し, その第1項で「最長期間が特定の決定を通知する以前に終了する場合は」, 「利害関係者その請求が, 行政の無回答に際して, 認容されたもしくは拒否されたと見なす権利を有する」と述べている。さらに第2項で, 「利害関係者はいかなる場合でも法律の性質をもつ規定もしくは欧州共同体の法が別の規定をおくのを除いては, それらの請求が行政の無回答で支持されたと見なすことができる」とも規定する。(ただ憲法第29条の請願権に関するものは逆で, 公共財産もしくは公共サービスに関する権限を譲渡し, 決定, 規定への異議を述べる手続で拒否を意味するが(2項第2文), その場合は拒否の効力は不服申出ないし行政訴訟法の提出を許すこと)。上訴に関しても同様認容(2項第3文)である(第3項)。さらに第4項では前条第1項の明確な決定を行う義務が従う事柄について規定している。さらに第44条は職権により開始した手続における明確な決定の欠如, について規定する。

- ① スペインの行政手続法については, Von Fernando Garrido Falla, Einführung, in Ule, *Verwaltungsverfahrenrecht im Auslande*, (1966) S743 ff. Orio Mir Puigpelat, *Das Verwaltungsverfahren in Spanien: Einführung*, DöV. H20 (2006) S.84ff. Mario Bacigalupo Saggese/Francisco Velasco Caballero, *Wirkungen der deutschen Verwaltung rechtslehre nach aussen-am Beispiel Spaniens*, *Die Verwaltung*, 2003, s.333ff. 特に S.333の行政契約の行政手続法での規定について. Marria Jesus Montoro Chiner, *Europäisierung des Verwaltungsverfahrensrechts-Länder Bericht Spanien*, in Hermann Hill/Rainer Pitschas, *Europäisches Verwaltungsverfahrenrecht*, (2004)

日本の文献としては, 尾上実, *スペイン行政手続法, 欧州における一般行政手続法の立法傾向*(三), *自治研究*36-11。中村弥三次, *イタリア, スペイン行政手続法*, *ジュリスト*212号(1960年), 同, *行政手続法資料*(1971年), 多賀谷一照, *ラテン諸国の行*

政手続法, 「行政手続, 行政監案」(現代行政法体系3) (1984年) 43頁以下, 特に69頁以下。植村栄治ラテン系諸国雄川ほか編『現代行政法大系1』277頁, 特に286頁注9, 中国のものとして, 許可祝, 1992年スペイン行政手続法の改正に対する簡見, 行政法学研究, 2001年第2期, 90頁以下。応松年編第2章1注①前掲書8頁, 21頁

スペイン行政手続法の1999年改正によるテキストについてはスペインの公共行政省による冊子を参照した。Ministerio de Administraciones Públicas, Act No, 30/1992 of 26 November The Legal Regime of Public Administrations and the Common Administrative Procedure Act, (2002)

- ② F.G. Falla, a.a.o.s.743f.
- ③ F.G. Falla, a.a.o. s.744. O.M. Puigpelat, a.a.o.s.841.f.
中村弥三次, 前掲論文. 尾上実, 前掲論文.
- ④ 1978年憲法の制定における行政手続法への影響については, O.M. Puigpelat, a.a.o.s. 842ff.
1978年スペイン憲法は「議会制の君主国」とする立憲君主憲法の1種である。
- ⑤ 1992年, 行政手続法の内容については, V.M.J.M.Chiner. a.a.o.s.127ff. M. Puigpelat, a.a.o.s.843f.
- ⑥ Orio Mir. Puigpelat, a.a.o._____.
- ⑦ 1999年の修正については許可祝, 前掲論文, 90頁以下。現在の状況については M. puigpelat, a.a.o.s.844f.